

返戻金制度に関する事項

適用条件

当社の紹介により求人者が採用した求職者が入社後、一定期間内に以下のいずれかの事由に該当した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとします。

- 求職者本人の責により解雇に該当した場合
- 求職者本人の都合により退職した場合

(ただし、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職を除きます)

返還金額

退職時期	返還金額
入社後 30日以内	受領した紹介手数料の50%
入社後 90日以内	受領した紹介手数料の25%